

○九州工業大学学位規則

昭和 63 年 3 月 2 日

九工大規則第 6 号

改正	平成	3 年	3 月	5 日	九工大規則第	2 号
	平成	4 年	1 月	9 日	九工大規則第	1 号
	平成	4 年	3 月	4 日	九工大規則第	2 号
	平成	5 年	3 月	2 日	九工大規則第	1 号
	平成	7 年	3 月	14 日	九工大規則第	3 号
	平成	8 年	4 月	3 日	九工大規則第	4 号
	平成	13 年	4 月	4 日	九工大規則第	13 号
	平成	14 年	2 月	6 日	九工大規則第	5 号
	平成	16 年	5 月	12 日	九工大規則第	63 号
	平成	18 年	9 月	6 日	九工大規則第	56 号
	平成	19 年	4 月	1 日	九工大規則第	55 号
	平成	20 年	4 月	1 日	九工大規則第	3 号
	平成	25 年	4 月	3 日	九工大規則第	8 号
	平成	26 年	2 月	18 日	九工大規則第	3 号
	平成	27 年	3 月	4 日	九工大規則第	12 号
	平成	27 年	5 月	8 日	九工大規則第	33 号
	平成	28 年	3 月	2 日	九工大規則第	24 号
	平成	29 年	3 月	2 日	九工大規則第	4 号
	令和	3 年	3 月	3 日	九工大規則第	1 号
	令和	4 年	7 月	27 日	九工大規則第	9 号
	令和	5 年	3 月	10 日	九工大規則第	5 号

九州工業大学学位規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項及び九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号（以下「学則」という。））第 31 条第 2 項及び第 71 条第 3 項の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）における学位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に対し行うものとする。

(在学者の論文の提出)

第6条 前2条に規定する学位の授与に係る論文（学則第69条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。）は、所定の期日までに当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て学長に提出するものとする。ただし、博士後期課程に所定の期間在学し、所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後であっても、別に定める期間内に論文を提出する場合は、在学者と同等に取り扱うことができる。

2 論文は、審査願に、修士論文にあっては1編1通を、博士論文にあっては論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え1編2通を、提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文の審査及び最終試験)

第7条 学長は、前条の規定により、論文を受理したときは、当該学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）にその審査を付託するものとする。

2 教授会は、論文の審査を付託されたときは、学府又は研究科の研究指導を担当する教員の中から3名以上の審査委員を選定し、当該論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 教授会は、論文の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員に当該学府又は研究科の研究指導教員を担当する教員以外の教員、本学以外の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

4 論文の審査は、修士論文にあっては論文を提出した者の在学中に、博士論文にあっては論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(在学者の最終試験)

第8条 前条第2項の最終試験は、論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行うものとする。

(論文提出による博士)

第9条 第5条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

第10条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文及び九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額の学位論文審査手数料を添え、学府長等を経て学長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、論文の提出については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第11条 前条の規定により提出された論文の審査は、第7条の規定を準用する。

第12条 第9条に規定する学力の確認は、試問によって行う。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、論文に関連する事項並びに専攻分野及び外国語について行う。

第13条 第6条第1項ただし書に規定する者が、同項ただし書に定める期間を経過した後に、博士の学位の授与を受けようとするときは、第10条から前条までの規定を準用する。

（論文及び審査手数料の不返還）

第14条 第7条及び第10条の規定により受理した論文は、返還しない。

2 第10条第1項の規定により受領した既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

（審査委員の審査結果の報告）

第15条 第7条第2項の規定に基づき選定された審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査要旨に最終試験の成績又は学力の確認の結果を添え、教授会に報告するものとする。

（学位授与の審議）

第16条 教授会は、前条の報告に基づき、論文の審査及び最終試験又は学力確認の合否について審議する。

（審査結果の報告）

第17条 修士及び博士の学位の授与に関する審議を行ったときは、学府長等は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の判定結果を文書により学長に報告するものとする。

（学位記の授与）

第18条 学長は、学士の学位にあっては、学部長の卒業の認定の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、修士及び博士の学位にあっては、前条の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に記載するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（論文要旨等の公表）

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以

内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を九州工業大学学術機関リポジトリにより、公表するものとする。

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の審議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学府長等は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、九州工業大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「九州工業大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

第22条 第2条に規定する学位を授与するにあたって、学士にあっては別表第1、修士及び博士にあっては別表第2に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第23条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第10号のとおりとする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年3月31日に本学大学院に在学する者の学位の取扱いについては、改正後の学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年九工大規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年九工大規則第1号）

1 この規則は、平成4年1月9日から施行し、この規則による改正後の九州工業大学学位規則は、平成3年7月1日から適用する。

2 この規則の適用日前に卒業した者の学士の称号は、この規則による学士の学位とみなす。

附 則（平成4年九工大規則第2号）

この規則は、平成4年3月4日から施行する。

附 則（平成5年九工大規則第1号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日に本学大学院修士課程に在学する者の学位の取扱いについては、改正後の九州工業大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年九工大規則第3号）

この規則は、平成7年3月14日から施行する。

附 則（平成8年九工大規則第4号）

この規則は、平成8年4月3日から施行し、この規則による改正後の九州工業大学学位規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成13年九工大規則第13号）

この規則は、平成13年4月4日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成14年九工大規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年九工大規則第63号）

この規則は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規則による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第19条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規則第20条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。